

1. エナパック製品保証

エナパックは以下に記す除外項目を条件として、通常の使用および操作において、すべての製品に材料および仕上りの欠陥がないことを保証します。別途定めた契約書又は見積書等無い限り、納品日から1年間これを保証します。この保証は、初回使用者以外に譲渡することはできず、且つ、エナパック公認の代理店および経路を通して販売された新製品に限られます。

2. 排他的救済手段

エナパックが製品に材質または仕上りに欠陥があると判断した場合は、エナパックは、独自の裁量で、(a)製品を修理する、(b)製品を交換する、または(c)製品の購入代金を返金します。この製品保証は購入代金を上限とします。修理・交換された製品は、当初の保証期間の残存期限内となります。

3. 製品保証の除外

この保証は、(a)材質または仕上りの欠陥に起因しない不具合（事故、メンテナンス不十分、

誤使用、無断の改造または修理、不適切な保管および通常の損耗が原因の不具合を制限なく含む）、(b)消耗性の部品またはアクセサリ、（切断刃、パンチ、チェーン、くさび、ストランド、バネ、ホース、パッキン、作動油など、経時的にまたは製品の使用により磨耗するもの）、または(c)電子装置、モーターおよびエンジン（これらの品目は、その製造メーカーが保証するため）を対象としません。

4. 責任の限定

いかなる場合も、エナパックは、付随的損害賠償、派生的損害賠償、特別損害賠償、間接的損害賠償、利益の損失、収益の損失または使用不能損失の何らにも責任を負わないものとし、たとえ、どのような損害の可能性を知り得ていたとしても同様です。ただし、何らかの発注書からか、またはそれに関して生起するエナパックの損害賠償の責任は、その請求を引き起こした特定製品の発注書価格に限定されます。準拠法が許可する範囲で、これらの限定および除外は、法的責任が契約違反、保証、不法行為（過失を含むがこれに限らない）、法の運用によって、またはそれ以外で生起するか否かを問わず適用されます。

5.製品保証返品

御社はエナパックの事前の承認を受けずに返品できません。エナパックの指定サービス工場まで製品を返品するための運送費全額は事前に御社の負担になります。

6.損失補償

御社は、何らかの製品の販売や使用（製品の操作説明書や設計された目的に反した製品の使用を含むがこれに限定しない）に関する損害賠償、経費（合理的な弁護士費用を含む）、損失、訴訟、請求、要求および法的責任があつて、御社による本販売取引条件の違反や、御社やその関係会社および代理人の作為不作為、不実表示または過失から生起するものの一切に対して、御社がエナパックおよび関係会社に補償し、且つこれを防御するものとする旨を表明し保証します。

7.譲渡

エナパックは、本販売取引条件および御社の発注に基づく自社の権利および義務の全体又は一部を、任意のエナパック関連会社に譲渡または委任することができます。

8.完全合意

本販売取引条件は、エナパック見積書と本販売取引条件に対する覚書と合わせて、エナパックの代表者に署名されたものが販売取引合意書一式となります。エナパックは、本販売取引条件をいつでも更新することができます。ただし、本販売取引契約が更新された場合は発注が確定する前に案内します。本販売取引条件は英語から翻訳され、解釈が矛盾した場合、英語版の本販売取引条件が優先します。本販売取引条件の一部が、どんな理由であれ効力がないと判定された場合でも、本販売取引条件の他の規定は、すべて引き続き効力があるものとします。

以上